

SCB 海外 Special Report

海外ビジネス相談ニュース

Vol.240



信金中央金庫 海外業務推進部

SHINKIN CENTRAL BANK
International Business Division

2020年5月1日発行

○インバウンド事業者向け緊急対策支援策について

新型コロナウイルス感染拡大による各国の行動制限等を受け、3月の訪日外国人が93%減となるなどインバウンドについても多大な影響を受けており、まだ終息時期が見通せない状況が続いております。こうした状況を踏まえ、経済産業省は中小企業、個人事業主に対して、以下のような各種の緊急対策支援策を打ち出しております。(各種支援・行政の取り組みについては、内閣官房の特設ページ(<https://corona.go.jp/action/>))をご参照下さい。)

I. 経済産業省による緊急対策支援策

新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

宿泊業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
最大
200万円
給付金を支給

実質
無利子
融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の
最大
9/10
を助成

裏面に宿泊業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの宿泊業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保障料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向け前向きな投資を応援します。

<p>売上は縮小する中、地代家賃等の固定費は変わらず負担に</p>	<p>最大200万円まで給付金を支給します。新たに特種化給付金を創設し、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。 ※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。</p>
<p>売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい</p>	<p>コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。</p>
<p>従業員を一時的に休業させたいが、手当の支払いが大変</p>	<p>雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。 ※中小企業の場合</p>
<p>税金や保険料の支払いが負担になっている</p>	<p>税・社会保障料の納付が猶予/減免されます。基本的にすべての税・社会保障料を対象に無償貸付かつ返還税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。</p>
<p>インバウンドには頼れないので、日本人客を増やしたい</p>	<p>IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます。顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたいサービス提供に、IT導入補助金が活用可能。新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。</p>

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度第2次予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本経済企画公庫、信金中央金庫、信用保証協会、商工会議所、農工商会連合会、中小企業団体中央会およびその関係機関、並びに全国商工労働者支援センター、中小企業支援センター等が全国に100ヶ所以上あるお近くの経営相談窓口です。

※経営相談窓口、営業時間等は掲載していないです。お問い合わせは掲載時刻の20時～24時までにお願いします。

※資料は印刷版をホームページに掲載してあります

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経営相談室 新型コロナウイルス感染症対応課

出所(経済産業省 HP URL: <https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/index.html>)

他にも、飲食店経営者、旅客運輸業経営者などに向けたリーフレットが上記リンク先にございますので活用ご検討ください。

○インバウンド事業者向け各種補助金について

一方で、コロナウイルスを巡る事態が沈静化した後には、時間がかかるかもしれませんが、インバウンド需要が回復してくるものと見込まれます。

観光庁は、感染拡大防止期間を将来の観光需要回復に向けた積極的な「助走期間」と位置づけ、各種のインバウンド受入環境整備を支援するとしており、複数の補助金事業を発表していますので、以下ご紹介いたします。

Ⅱ. 観光庁の補助金事業① 受入環境の整備（Wi-Fiの整備、案内表示の多言語化等）

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金）

公募期間	令和2年3月31日(火)～6月30日(火)必着（到着分から随時審査）
補助対象事業	共用部における①～⑦の基本的なインバウンド受入環境整備 ただし、①～③を完備する客室整備を行う場合、客室における整備も対象 ① Wi-Fi環境の整備 ② トイレの洋式化 ③ 多言語対応を図るための整備 ④ 決済端末の整備 ⑤ 自社サイト多言語化 ⑥ ムスリム受入強化マニュアル作成 ⑦ その他訪日外国人がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するために必要な整備
補助率	1/3補助（1宿泊事業者当たり上限150万円）
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテルなど）であること ✓ 宿泊事業者（5者以上）による宿泊事業者団体が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」の策定・申請を行う。ただし、一定の条件※を満たす場合は1者のみで上記計画を策定・申請できる。 <p style="text-align: center; font-size: small;">※一定の条件:特定宿泊事業者に該当すること(DMOまたは地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っている宿泊事業者)</p>
申請方法	<p>以下URLより、「公募要領・応募申請の手引き」にて詳細をご確認いただき、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定申請書等の申請資料を作成します。 URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000453.html</p> <p>◇申請例</p> <p>パターン1 取りまとめ役となる宿泊事業者団体（観光協会、温泉組合など）がある場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>パターン2 取りまとめ役となる宿泊事業者団体がいない場合</p> <div style="text-align: center;"> </div>
申請先 問い合わせ先	観光庁観光産業課(宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局) 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-8330 受付時間 10:00～12:00・13:00～17:00 月～金曜日(祝日・年末年始除く)

Ⅱ. 観光庁の補助金事業② 観光地「まちあるき」の満足度向上（観光案内所などの整備）

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金）

公募期間	令和2年3月31日(火)～7月31日(金) 17時必着（到着分から随時審査）
補助対象事業	<p>① 外国人観光案内所</p> <p>② 観光拠点情報・交流施設</p> <p>③ 公衆トイレの洋式便器の整備および機能向上</p> <p>④ 観光スポットの段差の解消</p> <p>✓ 利用可能な市区町村の定めがある点にご留意ください。 上記①～③：平成31年度の指定市区町村※以外の市区町村 上記④：平成31年度の指定市区町村の代表的な観光スポット</p> <p>※指定市区町村 インバウンドの来訪が特に多いまたはその見込みがあるとして観光庁が指定する市区町村 URL：https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001338947.pdf</p>
補助率	補助対象経費の1/3以内
対象事業者	地方公共団体、民間事業者および協議会など
申請方法	<p>以下サイトに掲載している「交付要綱」および「実施要領」、「応募要領」を参照し、必要書類を準備します。</p> <p>URL：https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000121.html</p>
申請先 問合せ先	最寄りの地方運輸局等。連絡先詳細については、上記「応募要領」に記載の連絡先をご参考ください。

Ⅱ. 観光庁の補助金事業③ 宿泊施設のバリアフリー化

宿泊施設バリアフリー化促進事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金）

公募期間	令和2年3月31日(火)～6月30日(火)必着（到着分から随時審査）		
補助区分 【支援業務例】	<p>① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ)</p>  <p>手すりの設置 段差の解消</p> <p>出所：観光庁 HP より</p>	<p>② 共用部の改修等</p>  <p>スロープの設置 エレベーターの設置</p> <p>出所：観光庁 HP より</p>	<p>③ 客室の大規模改修等 (車椅子利用者用客室等の整備)</p>  <p>車椅子利用者用客室の整備</p>
補助率および 上限額等	<p>定額補助 (必要経費の実額補助)</p> <p>① 上限額 100万円</p>	<p>②・③ 1/2 補助（上限額 500万円） (どちらかのみ、または両方を実施のいずれも可)</p>	
対象事業者	旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテルなど）		
申請方法	<p>以下URLより「公募要領・申請の手引き」にて詳細をご確認いただき、宿泊施設バリアフリー化促進事業計画などの申請資料を作成します。</p> <p>URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000451.html</p>		

<p>申 請 先 問い合わせ先</p>	<p>※緊急事態宣言期間中 観光庁観光産業課 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-8330</p> <p>※上記以外の期間 公益社団法人 日本観光振興協会 総合調査研究所 東京都港区虎ノ門 3-1-1 虎の門三丁目ビルディング 6 階 03-6435-8910 受付時間 10:00～16:00 (月～金曜日 (祝日を除く))</p>
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性
および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。